

統合に伴うスクールバス導入に伴う課題への対応

(公立小・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き 平成27年1月27日 文部科学省) より抜粋

教職員や地域住民、保護者や児童生徒も参加してワークショップ形式でコンセプトを詰めていく手法を導入する市町村も出てきています。また、参考にする先進事例の視察をしたり、先進事例の関係者を招いて勉強会を行ったり、有識者による継続的な指導助言を受けたりしながら、施設設計の詳細を詰めていく事例も見られるようになってきています。

- なお、学校統合は教育環境の充実を第一義として行うものであることから、統合後の学校における学習内容や学習形態に応じた施設設備の充実を図ることが必要です。校舎を新增築する方法だけでなく、地域住民等にとってなじみの深い既存の校舎に、近年の教育内容・方法に適応するための改修を施すなどして、従来よりも長い期間有効活用するといった工夫も考えられます。こうした学校施設の長寿命化の取組については、文部科学省において手引を作成していますので、積極的に参照することが期待されます²⁴。

(3) 統合により生じる課題への対応

- 学校統合には様々な課題が付随します。それらの課題に正面から向き合い、解消や緩和に向けた取組について、あらかじめ一定の見通しをもって計画を作っておくことは、統合後の教育活動を円滑に進めるとともに、統合計画に対する地域住民や保護者の理解を得る上でも極めて重要です。

【スクールバス等の多様な交通手段の導入に伴う課題への対応】

- 例えば、統合に伴いスクールバス等の多様な交通手段を導入する場合、徒歩時間の減少による体力の低下や放課後の遊びの時間や家庭学習時間の減少、児童生徒の疲労への配慮といった課題が生じることが考えられます。
- こうした課題に対しては、全国の先進事例等を踏まえ、例えば下記のような取組が考えられます。
 - ① 歩数の目標²⁵を定めて校門から一定の距離でスクールバス等を乗降車させたり、歩数計を活用したりして運動量の確保に努める

24 「学校施設の長寿命化改修の手引～学校のリニューアルで子供と地域を元気に！～」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/027/toushin/1343009.htm

25 2006年のアメリカ小児科学会のガイドラインでは、女兒で1日11,000～12,000歩、男児で1日13,000～15,000歩が健全な発育のために推奨されており、このガイドラインは2011年の日本学術会議の提言「子どもを元気にする運動・スポーツの適正実施のための基本指針」でも紹介されています。(Active healthy living: Prevention of childhood obesity through increased physical activity. (2006) Pediatrics117:1834-1842) また、この他に都道府県においても、1日の歩数の基準(15000歩など)を目安として定めている例があります。

- ② 放課後なども含めて1日の運動時間の目安を定め、運動を推奨する
 - ③ 遊具や運動場等の運動環境の改善を進めるとともに、体育の授業で体を動かす時間を意識的に増やしたり、学校教育全体を通して体力づくり活動を充実させたりする²⁶
 - ④ 長時間乗車後、円滑に授業に入っていけるよう、スクールバス等の到着時間と始業時間との間に余裕を持たせ、降車後に軽い運動の時間を設けたり、始業の直前や直後に脳の認知機能を活性化させるトレーニングの時間（短時間での計算、音読等）を設けたりする
 - ⑤ スクールバス等の中で音声教材を活用した学習活動を行う、図書館司書等の同乗により朗読活動を行う、放課後子供教室等との連携により指導員が同乗するなど乗車時間の有効活用を図る
 - ⑥ 授業終了からスクールバス等の乗車時間までの時間に余裕を持たせるなどして、集団での外遊びの時間、放課後の補習の時間や宿題に取り組む時間を確保する
 - ⑦ スクールバス等の時間を複数設定するなどして、放課後子供教室等との連携により希望者が参加できる多様な活動の時間を設定する
- なお、特に歩数の減少に伴う体力の低下や肥満の問題については、例えばスクールバス等の導入前の歩数を統合前にあらかじめ調べておき、導入後の減少幅を可視化し、関係者間で共有した上で、保護者や地域住民とも連携しつつ、必要な対策を採るといった工夫も考えられます。
- また、障害のある児童生徒が、遠距離通学となることにより一人で通学することが困難になることなども想定されます。そのような児童生徒への対応を含めて、可能な限り通学時間が短くなるようスクールバス等の経路を工夫するなど、障害のある児童生徒の発達の段階や、障害の状態・特性等を考慮に入れる必要があることは言うまでもありません。

【通学路の安全確保に関する対応】

- 統合に伴い徒歩や自転車での通学距離が長くなる場合は、不審者による犯罪や交通事故の防止等のために下記のような取組の更なる徹底を行う必要があります。
 - ① 通学路の安全点検を教職員や保護者で定期的実施し、要注意箇所の把握・周知を徹底する

26 全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果報告書においては、体力テストや運動習慣調査の結果と、それらを踏まえた体力の向上、運動の習慣化などを目指した取組事例が多数掲載されています。

http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/kodomo/zencyo/1266482.htm